

函館テニス協会会則

第1章 総 則

- 第1条 (名称) 本会は、函館テニス協会と称し、事務局を函館市に置く。
- 第2条 (目的) 本会は、テニスの普及と発展を図るとともにテニスを通じ豊かな精神を育み、会員相互の親睦と健康で明るい社会生活に寄与することを目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は、北海道テニス協会及び函館市体育協会に加盟し、本会の目的遂行に必要な事業を行う。

第2章 会 員

- 第4条 (会員の種類) 本会は、正会員・ジュニア会員・学生会員・団体会員をもって組織する。
- 第5条 (会員の資格) 本会の正会員は、本会に個人として加入した者とし、北海道テニス協会及び本会の全ての事業に参加することができる。
2. ジュニア会員は、小学生・中学生・高校生・高専生（1年生～3年生）で本会に個人として加入した者とし、北海道テニス協会及び本会の事業に参加することができる。
 3. 学生会員は、高専生（4年生～5年生）・短大生・専門学校生・大学生で本会に個人として加入した者とし、北海道テニス協会及び本会の事業に参加することができる。
 4. 団体会員は、テニス部員10名以上を有する一般団体、実業団加盟団体並びに函館地区高体連に加盟する高校（高専生1年生～3年生を含む）に限るものとし、北海道テニス協会及び本会の事業に参加することができる。
 5. ジュニア会員及び学生会員並びに団体会員のうち、正会員の年会費との差額を納入した者は正会員と同じ資格を得ることができる。
- 第6条 (会員の事業参加の範囲と納入金額) 本会の会員が、本会の事業に参加できる範囲及び納入する金額については、別にこれを定める。
- 第7条 (入会及び退会) 本会に入会するときは、所定の書式により申し込み、退会するときも届け出るものとする。
- 第8条 (入会金・会費・加盟金の納入) 本会の会員は、会費・加盟金を期日までに納入しなければならない。
2. 新入会員は、入会と同時に入会金・会費・加盟金を納入しなければならない。
- 第9条 (休会) 本会の個人会員は、止むを得ない事情のあるときに限り休会することができる。
- 第10条 (除名) 本会の会員が会則に違反し、または本会の体面を傷つける行為ありと認められたときは、役員会の議決に従い除名することができる。

第3章 ジュニア委員会

- 第11条 (委員会の責務) 本会に、ジュニアの指導・育成・強化を図るため、ジュニア委員会を置く。
- 第12条 (委員の種類) 本会に次の委員を置く。
- | | | | |
|----------|----|------|----|
| ジュニア委員長 | 1名 | 事務局長 | 1名 |
| 副ジュニア委員長 | 1名 | | |
- 第13条 (委員の職務) 委員長は、ジュニア委員会を代表するとともに、本会の役員を兼務する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 事務局長は、ジュニア委員会の事業運営を統括する。

4. 委員長、副委員長、事務局長は、正会員とし、副会長・理事を兼務することができる。
5. 会務を分担処理する委員は、委員長が委嘱する。

第4章 役員

第14条 (役員の種類) 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	ジュニア委員長	1名
副 会 長	2名		
理 事 長	1名		
副 理 事 長	1名		
理 事	15名以内	監 事	2名

第15条 (役員を選任) 本会の役員は、総会において選任するものとする。

第16条 (役員職務) 会長は、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は、理事会を代表し、本会の事業運営を統括する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
5. 理事は、会務を分担処理する。
6. ジュニア委員長は、ジュニア委員会を代表する。
7. 監事は、会計を監査し総会に報告する。

第17条 (役員任期) 役員任期は、2ヶ年とする。ただし、再選を妨げない。

2. 理事に欠員が生じた場合、理事会の議決により理事を補充することができるものとする。補充された理事の任期は、前任者の残りの期間とする。

第5章 役員会・理事会

第18条 (役員会) 役員会は、会長が招集して議長となり、重要な事項について審議処理する。

第19条 (理事会) 理事会は、理事長が招集して議長となり、本会の事業運営に必要な事項を審議処理する。

第6章 顧問

第20条 (顧問) 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は役員会で推薦し、総会において推挙委嘱する。
3. 顧問は、総会または役員会の諮問に応ずる。

第7章 総会

第21条 (総会の構成) 総会は、本会の議決機関であり、正会員及び1団体1名をもって構成する。

第22条 (総会の招集) 定時総会は、毎年3月に開催し、会長がこれを召集する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき召集する。

第23条 (総会の定足数) 総会の定足数は、正会員の2分の1以上とする。

第24条 (総会の議長と議決) 総会の議長は、会長がこれにあたり、議事は出席者の過半数によって決める。

第25条 (総会の議決事項) 次の事項は、総会で決めなければならない。

- (1) 前年度の事業報告並びに決算報告
- (2) 本年度の事業計画並びに収支予算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の変更
- (5) その他特に重要な事項

第8章 会 計

第26条 (収支) 本会の経費は、入会金・会費・団体加盟金その他の収入をもって支弁する。

第27条 (会計年度) 本会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる。

第9章 附 則

第28条 (委任) この会則の施行に関して必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

第29条 (施行) この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

第30条 (改正) この会則は、昭和56年4月25日一部を改正する。

2. この会則は、昭和57年4月23日一部を改正する。
3. この会則は、昭和58年4月25日一部を改正する。
4. この会則は、昭和58年10月23日一部を改正する。
5. この会則は、昭和59年2月25日一部を改正する。
6. この会則は、昭和60年3月31日一部を改正する。
7. この会則は、昭和61年10月19日一部を改正する。
8. この会則は、昭和63年4月2日一部を改正する。
9. この会則は、平成2年3月25日一部を改正する。
10. この会則は、平成6年5月16日一部を改正する。
11. この会則は、平成14年3月31日一部を改正する。
12. この会則は、平成17年3月27日一部を改正する。